

## 「揮発油税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(移出に係る免税揮発油の移入明細書等の提出期限の延長)</p> <p><b>第45条</b> 未納税免税の揮発油、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油についての法第14条第3項(法第16条の3第3項、租特法第89条の3第3項又は同法第90条第3項《法の準用》)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第1号《移入明細書等の提出の延期》の規定による届出は、移入明細書等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導するものとする。</p> <p>2 法第14条第3項第2号の規定による承認は、原則として、同号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」から1月以内の日を指定して与える。</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>(災害等の範囲)</p> <p><b>第48条</b> 法第14条第4項、<u>法第14条の3第8項《亡失証明書》</u>(法第16条の3第3項、租特法第89条の2第7項、同法第89条の3第3項若しくは同法第90条第3項又は法第16条の5第4項、租特法第89条の4第2項若しくは租特法第90条の2第2項《法の準用》)において準用する場合を含む。)又は<u>令第9条第1項第2号《輸出免税》</u>に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるとこ</p>	<p>(移出に係る免税揮発油の移入明細書等の提出期限の延長)</p> <p><b>第45条</b> 未納税免税の揮発油、<u>輸出免税の揮発油</u>、航空機燃料用免税の揮発油又は特定用途免税の揮発油についての法第14条第3項(法第15条第3項、<u>法第16条の3第3項</u>、租特法第89条の3第3項又は同法第90条第3項《法の準用》)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第1号《移入明細書等の提出の延期》の規定による届出は、移入明細書等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導するものとする。</p> <p>2 法第14条第3項第2号の規定による承認は、原則として、同号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」から1月以内(<u>令第9条《輸出証明書》</u>に規定する陸揚証明書の提出が予定されているときは、<u>3月以内</u>)の日を指定して与える。</p> <p>3～7 (同左)</p> <p>(災害等の範囲)</p> <p><b>第48条</b> 法第14条第4項又は<u>法第14条の3第8項《亡失証明書》</u>(<u>法第15条第3項</u>、<u>法第16条の3第3項</u>、租特法第89条の2第7項、同法第89条の3第3項若しくは同法第90条第3項又は法第16条の5第4項、租特法第89条の4第2項若しくは租特法第90条の2第2項《法の準用》)において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るによるものとする。  (1)～(3) (省略)</p> <p><b>(輸出に関する明細)</b></p> <p><u>第64条 法第15条《輸出免税》に規定する輸出免税の適用を受けようとする者は、令第9条第1項《輸出免税》に規定する方法により当該揮発油の輸出に関する明細を明らかにしなければならないのであるが、当該輸出免税の適用を受けようとする者が、同項第1号に掲げる当該揮発油が輸出されたことを証するいずれかの書類又は同項第2号に掲げる亡失証明書を保存しているとき（輸出免税の適用を受けようとする者が実際の輸出者でないため、これらの書類等を保存することができない場合において、その写しを保存しているときを含む。）は、同項に規定する方法によりその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 令第9条第1項第1号に規定する「当該揮発油が外国に陸揚げされたことを証明した書類」とは、陸揚げされた場所の所在地の所轄税関長が証明した書類をいう。</u></p>	<p>る。  (1)～(3) (同左)</p> <p><b>(外国陸揚証明書)</b></p> <p><u>第64条 (新設)</u></p> <p>令第9条《輸出証明書》に規定する「揮発油が外国に陸揚げされたことを証明した書類」は、揮発油を外国に陸揚げした事実について日本国政府の出先機関又は当該陸揚げした場所の所在地の所轄税関長が証明した<u>もの</u>によることに取り扱う。</p>